

産業労働局所管施設の指定管理者候補者の決定について

産業労働局が所管する施設における指定管理者の候補者を、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

今後、令和7年第四回東京都議会定例会に指定の議案を提出し、議決が得られた後、指定管理者の指定を行います。

記

1 対象施設

(1) 東京都立産業貿易センター

浜松町館（港区海岸一丁目7番1号）

台東館（台東区花川戸二丁目6番5号）

(2) 東京都立多摩産業交流センター（八王子市明神町三丁目19番2号）

(3) 東京都しごとセンター（千代田区飯田橋三丁目10番3号）

2 指定の期間、指定管理者候補者の名称及び選定方法

施設の名称	指定の期間	指定管理者候補者	選定方法
東京都立 産業貿易センター (浜松町館、台東館)	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	公益財団法人 東京都中小企業振興公社	公募
東京都立 多摩産業交流センター	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日 (5年間)	多摩産業交流センター 指定管理共同企業体	公募
東京都 しごとセンター	令和8年4月1日 ～令和18年3月31日 (10年間)	公益財団法人 東京しごと財団	特命

3 選定の概要

各施設ごとの選定の概要については、別紙1～3を参照。

別紙1 「指定管理者候補者選定の概要（東京都立産業貿易センター）」

別紙2 「指定管理者候補者選定の概要（東京都立多摩産業交流センター）」

別紙3 「指定管理者候補者選定の概要（東京都しごとセンター）」

4 選定委員会名及び委員氏名

「産業労働局指定管理者選定委員会」

委員長	阿部 泰之	産業労働局 総務部長
委員	加藤 秀雄	埼玉大学 名誉教授
	本多 教義	銀座プライム法律事務所 弁護士
	川田 崇之	川田公認会計士事務所 所長
	新井 一成	新井中小企業診断士事務所 代表 (一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 副会長)
	福澤 恵子	産業労働局 商工部 大型店環境調整担当課長
	藤原 耕一	産業労働局 雇用就業部 計画調整担当課長

問い合わせ先

【産業労働局の指定管理者の選定に関すること】

産業労働局総務部計理課 電話 03 - 5320 - 4631

【産業貿易センター及び多摩産業交流センターの指定管理者に関すること】

産業労働局商工部経営支援課 電話 03 - 5320 - 4808

【しごとセンターの指定管理者に関すること】

産業労働局雇用就業部就業推進課 電話 03 - 5000 - 7154

指定管理者候補者選定の概要 (東京都立産業貿易センター)

【公募】

(1) 指定管理者候補者の名称

公益財団法人東京都中小企業振興公社

(2) 応募団体

1団体

(3) 選定経緯及び選定理由等

① 経緯

事 項	日 程
第1回指定管理者選定委員会 ・施設概要説明	令和7年6月24日（火曜日）
第2回指定管理者選定委員会 ・指定管理者募集要項（案）の審議	令和7年7月23日（水曜日）
募集要項配布開始	令和7年7月30日（水曜日）
募集説明会の開催 [参加団体数1団体]	令和7年8月19日（火曜日）
質問の受付 [質問団体数1団体、 受付質問数1問]	令和7年8月19日（火曜日） ～29日（金曜日）正午
質問への回答	令和7年9月9日（火曜日）
応募書類の受付 [申請団体数1団体]	令和7年9月16日（火曜日） ～25日（木曜日）正午
第3回指定管理者選定委員会 ・指定管理者公募の経緯の報告	令和7年9月10日（水曜日）
第4回指定管理者選定委員会 ・指定管理者公募の経緯の報告 ・書類審査及び応募団体によるプレゼンテーション・面接審査 ・指定管理者候補者の選定	令和7年10月20日（月曜日）

② 審査方法の概要

応募団体から提出された書類（事業計画書等）の内容や、事業責任者等によるプレゼンテーション及び面接における質疑を総合的に勘案して、「東京都立産業貿易センター指定管理者募集要項」に基づき、選定委員が審査をした。

③ 審査項目、配点及び応募事業者の得点状況

審査項目	配点	応募団体の得点状況
1 組織の安定性・積極性 ・応募団体の経営基盤が安定していること。 ・当該施設の都の産業振興施策上の位置づけや、地方自治法上の「公の施設」として果たすべき役割を十分に理解していること。 ・指定管理業務への取組みに強い積極性が認められ、応募団体の特性を生かした特色ある提案がなされていること。	90	81
2 業務執行体制 ・展示場又はこれに類似する施設における良好な運営実績を有していること。 ・業務に必要な知識・経験を有する者を適切に配置し、適正な労働環境のもとで従事させることができること。 ・本社等を含め組織的に、利用者に対して適切な支援・サービスを提供できる体制となっていること。	90	76
3 施設の効用発揮 ・商工業及び貿易振興、特に中小企業の国内外での販路開拓に寄与する計画であること。 ・利用者の利便性向上が見込まれる、創意工夫をこらした計画であること。 ・稼働率向上に向けた工夫がされた計画であること。 ・自主事業は、施設の効用を高め、あるいは利用者サービスを向上させる上で有効な提案となっていること。	150	120
4 効率的な管理運営企画 ・経費削減や収入増に努めるなど、費用対効果を向上させる意欲的な計画であること。 ・利用料金の設定に関する考え方が、利用者サービス及び施設経営の観点から適切であること。 ・事業収支計画が、事業スキームを理解した上で、適切な積算や推計に基づいた実現性の高い計画となっていること。	90	69
5 適切かつ質の高いサービスの提供 ・利用受付や料金収受方法の工夫などにより、施設の設置目的を果たしつつ、円滑な業務運営を行うことができるこ と。 ・苦情処理や要望把握を的確に行うとともに、業務改善に反映させることができること。 ・指定期間の切り替え時に運営主体が変更となった際の業務	90	76

引継ぎを適切に行うことができること。		
6 施設管理体制	9 0	7 7
・関係法令及び条例の規定を遵守し、施設の管理運営及び整備に関する業務を、適正かつ安全・確実に実施できること。 ・地震・火災など災害及び事故発生時等の危機管理体制が整っていること。 ・障害者の雇用や環境対策への取組み等、公の施設の管理者として社会的責任を果たしていく意思があり、行政機関との連携や地域貢献など効果的な施設運営ができること。	6 0 0	4 9 9

※ 数字は、6人の委員の合計の点数。

④ 選定理由（指定管理者選定委員会議事要旨）

- これまでの浜松町館及び台東館の着実な業務実績から、両館各自の特性を踏まえた安定的かつ効果的な管理運営が期待できる。
- 団体として保有している中小企業支援ノウハウや実績を活かした販路開拓支援の取組みが期待できる。

（4）候補者の事業計画書（抜粋）

以下のURL参照

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2025-1-17-113537-198>

指定管理者候補者選定の概要 (東京都立多摩産業交流センター)

【公募】

(1) 指定管理者候補者の名称

多摩産業交流センター指定管理共同企業体

(代表団体) 日本コンベンションサービス株式会社

(構成団体) 株式会社京王設備サービス

株式会社京王エージェンシー

(2) 応募団体

1団体

(3) 選定経緯及び選定理由等

① 経緯

事 項	日 程
第1回指定管理者選定委員会 ・施設概要説明	令和7年6月24日（火曜日）
第2回指定管理者選定委員会 ・指定管理者募集要項（案）の審議	令和7年7月23日（水曜日）
募集要項配布開始	令和7年7月30日（水曜日）
募集説明会の開催 [参加団体数3団体]	令和7年8月19日（火曜日）
質問の受付 [質問団体数1団体、 受付質問数7問]	令和7年8月19日（火曜日） ～29日（金曜日）正午
質問への回答	令和7年9月9日（火曜日）
応募書類の受付 [申請団体数1団体]	令和7年9月16日（火曜日） ～25日（木曜日）正午
第3回指定管理者選定委員会 ・指定管理者公募の経緯の報告	令和7年9月10日（水曜日）
第4回指定管理者選定委員会 ・指定管理者公募の経緯の報告 ・書類審査及び応募団体によるプレゼンテーション・面接審査 ・指定管理者候補者の選定	令和7年10月20日（月曜日）

② 審査方法の概要

応募団体から提出された書類（事業計画書等）の内容や、事業責任者等によるプレゼンテーション及び面接における質疑を総合的に勘案して、「東京都立多摩産業交流センター指定管理者募集要項」に基づき、選定委員が審査をした。

③ 審査項目、配点及び応募事業者の得点状況

審査項目	配点	応募団体の得点状況
1 組織の安定性・積極性 <ul style="list-style-type: none">・応募団体の経営基盤が安定していること。・当該施設の都の産業振興施策上の位置づけや、地方自治法上の「公の施設」として果たすべき役割を十分に理解していること。・指定管理業務への取組みに強い積極性が認められ、応募団体の特性を生かした特色ある提案がなされていること。	90	76
2 業務執行体制 <ul style="list-style-type: none">・展示場又はこれに類似する施設における良好な運営実績を有していること。・業務に必要な知識・経験を有する者を適切に配置し、適正な労働環境のもとで従事させることができること。・本社等を含め組織的に、利用者に対して適切な支援・サービスを提供できる体制となっていること。	90	72
3 施設の効用発揮 <ul style="list-style-type: none">・产学・産産連携による産業振興を目的とした研究及び事業の支援が具体的に計画されていること。・多摩エリアを中心とした広域的な産業交流を促進する事業の支援や他団体などとの連携が具体的に計画されていること。・利用者の利便性向上が見込まれる、創意工夫をこらした計画であること。・自主事業は、施設の効用を高め、あるいは利用者サービスを向上させる上で有効な提案となっていること。・稼働率向上のためのマーケティング方法や他団体などとの連携による工夫が具体的に計画されていること。	210	172

4 効率的な管理運営企画		
・経費削減や収入増に努めるなど、費用対効果を向上させる意欲的な計画であること。	9 0	7 2
・利用料金の設定に関する考え方が、利用者サービス及び施設経営の観点から適切であること。		
・事業収支計画が、事業スキームを理解した上で、適切な積算や推計に基づいた実現性の高い計画となっていること。		
5 適切かつ質の高いサービスの提供		
・利用受付や料金収受方法の工夫などにより、施設の設置目的を果たしつつ、円滑な業務運営を行うことができるこ	9 0	7 4
・苦情処理や要望把握を的確に行うとともに、業務改善に反映させることができること。		
・指定期間の切り替え時に運営主体が変更となった際の業務引継ぎを適切に行うことことができるこ		
6 施設管理体制		
・関係法令及び条例の規定を遵守し、施設の管理運営及び整備に関する業務を、適正かつ安全・確実に実施できること。	9 0	7 6
・地震・火災など災害及び事故発生時等の危機管理体制が整っていること。		
・障害者の雇用や環境対策への取組み等、公の施設の管理者として社会的責任を果たしていく意思があり、行政機関との連携や地域貢献など効果的な施設運営ができること。		
合 計	6 6 0	5 4 2

※ 数字は、6人の委員の合計の点数。

④ 選定理由（指定管理者選定委員会議事要旨）

- 構成企業の安定性及びこれまでの着実な業務実績から、安定的かつ効率的な管理運営が期待できる。
- ネットワーク形成の積極的な推進等により、産官学民の連携及び広域的な産業交流の促進が期待できる。

（4）候補者の事業計画書（抜粋）

以下のURL参照

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2025-1-17-113724-117>

指定管理者候補者選定の概要 (東京都しごとセンター)

【特命】

(1) 指定管理者候補者の名称

公益財団法人東京しごと財団

(2) 選定経緯及び選定理由等

① 経緯

事 項	日 程
指定管理者選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・概要説明 ・施設見学 ・選定方法の決定 ・特命による審査を受ける団体の決定 ・東京都しごとセンター指定管理者募集要項（案）の審査 	令和7年7月23日（水）
指定管理者選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・書類審査及び質疑 ・指定管理者候補者の決定 	令和7年9月10日（水）

② 審査方法の概要

選定委員会において、東京都しごとセンターに係る指定管理者の選定方法を特命とすること、及び公益財団法人東京しごと財団を特命による審査を受ける団体とすることを審査・決定した上で、当該団体の提案（事業計画書等）を「東京都しごとセンター指定管理者募集要項」に基づき、選定委員が評価した。

選定委員会は、その評価結果に基づく合議の結果、当該団体を指定管理者の候補者として選定した。

③ 評価項目

評価項目	
ア 事業を国と連携して実施できること。	・雇用及び就業に関する事業を国と連携して実施できること。
イ 業務を総合的かつ一体的に実施できること。	・事業運営と施設管理の一体的運営ができること。 ・都関連入居機関と総合調整ができること。
ウ 業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができる こと。	・相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
エ 雇用及び就業に関するサービスを提供する施設における良好な管理業務の実績を有 すること。	・雇用及び就業に関するサービスを提供する施設における良好な管理業務の実績を有 すること。
オ 安定的な経営基盤を有していること。	・既存事業の経営基盤が安定していること。
カ しごとセンターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるこ と。	・行政課題に対応し、雇用及び就業の推進に寄与した管理運営ができること。 ・利用者の利便性が向上すること。 ・利用者の増加のための具体的な取組を行うことができること。 ・国、区市町村、N P O等関係機関との連携が図れること。 ・自主事業の提案が具体的、現実的で創意工夫があること。 ・収支計画及び管理運営業務に係る支出計画が適切であること。
キ 職業安定法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができるこ と。	・関係法令の遵守等コンプライアンスの推進について、取組体制が整備されているこ と。 ・情報セキュリティに対する取組が適切であること。

④ 特命により選定する主な理由

東京都指定管理者制度に関する指針では、都の政策等との密接な関連性及び施設の管理運営における団体の適格性の観点から、政策連携団体による管理運営が適切である施設は特命選定が可能であるため、以下の点から特命とした。

(都の政策等との密接な関連性)

- 東京都しごとセンターは、都の雇用就業施策を推進する拠点施設であり、当該施設で行われる事業は、雇用情勢が変動する中、都民ニーズに的確に対応するため、都との密接な連携の下で実施される必要がある。
- 当該施設は、都が設置する雇用就業に関するセーフティネット機能を有する唯

一の施設であり、安定的・継続的な公共サービスの提供が特に求められる。

(施設の管理運営における団体の適格性)

- 公益財団法人東京しごと財団は、雇用就業分野における唯一の都の政策連携団体として、長年にわたりサービスを提供してきた実績があり、都との密接な連携の下での事業実施が期待できる。
- 当該団体は、国や民間事業者、都の関係機関等と連携して事業展開を行った実績があり、当該施設で行われる事業の総合的かつ一体的な実施が期待できる。

⑤ 指定期間を10年とする理由

東京都指定管理者制度に関する指針により、政策連携団体が管理する特に主要な政策等との密接な関連性を有する施設の指定期間は10年を原則とするとされており、以下の点から10年とした。

- 雇用就業施策は都の主要な政策であり、当該施設はこれらの雇用就業施策の事業実施センターとして位置付けられている。このため、若者や高齢者、障害者の就業支援など、当該施設で実施する事業は、「2050東京戦略」をはじめ、都の主要な計画に掲載されている。
- 当該施設は、しごとに関するワンストップサービスセンターとして、全年齢を対象にした多様な雇用就業施策を多数展開している。また、社会経済情勢や雇用情勢を踏まえた都の重点的な政策展開として、女性の再就職支援や非正規雇用対策、就労に困難を抱える方への支援など、特別な支援や対策を実施している。

⑥ 選定理由

上記の審査方法、評価項目等に基づき、選定委員会は、以下の議事要旨に記載の選定理由により、公益財団法人東京しごと財団を、東京都しごとセンターの指定管理者候補者として選定した。

(指定管理者選定委員会議事要旨)

- 公益財団法人東京しごと財団の提案は、国と連携して事業を実施できる点、知識及び経験を有する者を業務に従事させることができる点、東京しごとセンター内の都関連機関と総合調整ができる点、行政課題に対応した管理運営ができる点等が高く評価された。

(主な意見)

- ・ 若年者、中高年者、高齢者、女性、就労困難者など、幅広い層に対してきめ細かな支援を行うことができる。
- ・ 職員のレベルアップを継続的に図るなど、充実した人員計画となっている。
- ・ 国や関連入居機関等と連携しながら、行政課題に対応した広範な運営を行うことができる。

（3）候補者の事業計画書（抜粋）

以下のURL参照

<https://www.sangyo-rodo.metro.tg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2025-1-17-113811-925>